

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 春爛漫・桜満開のグランドゴルフ 鳥栖市江島町の愛好家の皆さん



鳥栖市江島町のグランドゴルフ愛好の皆さんが整備した練習場の桜が満開です。

・春爛漫・桜満開の下でのグランドゴルフ。“ホールインワン”や“惜しい”など、和気あいの光景が繰り広げられていました。



## 新年度が始まる。

大隈 昭子

新年度は“新たな目標”を立てたり、“実現したい夢”に向かった具体的な行動計画を考えてみたりと、心機一転、新たな気持ちで物事に取り組む方も多いと思います。

私もさわやかな春風の中で、新しい環境、新たな出会いや新たな挑戦を試みることでチャンスが巡ってくるような予感がしています。

2月に生まれた孫も、この4月、産休明け保育へと新しい環境でのスタートです。

保育園児も、幼稚園児もそれぞれ1つ上のクラスへと進級し、先月までは、小さな園児たち

のお世話をしてくれていた年長さんは、卒園して、小学生になりました。

小学校へ入学する子、中学校へ入学する子、高校や大学や専門学校へ入学する子らもいます。

コロナ渦で、なかなか思うように計画が進まず、「夢にみていた学生生活もなんとなく消化不良でした」と残念な気持ちを抱いていた若者も、長く続いたコロナ渦による“緊急事態宣言”も解除され、この4月からの新年度が始まり、社会人になる若者も沢山います。

この間、味わって来た不自由な体験を挽回すべく「今だからこそ出来る計画」を立てて、新たな一歩を踏み出してみませんか？

この4月から新年度。新たな目標に向けて、友だちと“夢を実現するために大いに語り合おうよ”と前へと進む姿が目に見えます。



## 在職老齢年金支給停止対象額が47万円以上に

65歳未満の方の在職老齢年金制度は、令和4年3月までは、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止され、65歳以上では、この支給停止額が総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が47万円です。



令和4年4月以降は、この65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直され、65歳以上の方と同じように、年金額の全部または一部支給停止は、「47万円」を上回る場合とする方法に緩和されました。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 週20時間未満就労となった従業員の雇用保険の被保険者資格

### Q&A

Q：週20時間の契約で働く雇用保険の被保険者の勤務実績をみたところ、週の労働

時間が20時間を満たさない期間があることが判明しました。こんな場合は、以前に遡って「雇用保険の資格喪失届」の提出が必要となりますか？

A：職場のシフト表の関係で、たまたま20時間を満たさなかった週があったとしても、すぐに「喪失届」の提出は必要ないと思われます。

Q：状況を詳しく見てみると、1年間の内、6カ月が20時間未満となっています。

A：その場合は、週20時間未満常態化したともいえる状況で、今後も1週間の労働時間が20時間を超えることが無いと思われる場合は、雇用契約を変更し、「雇用保険の被保険者資格の喪失届」の提出が必要となります。

今後職場では、どのような対応を検討されていますか？

Q：当該職場には、「労働契約内容通り週20時間以上働いてもらうか、契約内容を20時間未満に変更した上で、雇用保険の資格喪失届を提出するのか」を話し合って結論を出すよう検討しています。

A：雇用保険の被保険者資格は、法律で決められていますから、この資格条件を遵守することが求められますが、労使双方が納得して働くことが大事ですから、よく話し合って、結論を出されることは大事なことです。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
  - ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備
  - ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
  - ④自社の育児休業・産後パパ育休制度と育休取得促進に関する方針の周知
2. 個別の周知・意向確認。

妊娠・出産の申出をした本人または配偶者に、雇用環境整備制度の内容の説明や制度活用意向の確認などの取組が求められます。

☆有期雇用労働者が育児休業や介護休業を取得できる要件が緩和され「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件は削除され「1年6か月までの間に契約が満了することが明らかでないこと」のみが要件となりました。

☆産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行となります。

◎第2弾：令和4年10月1日施行の内容につきましては、次号でお知らせします。



### あとかき

今、4月のさわやかな春風の中で12年目の

人事労務センターの業務をスタートしました。これまでにお世話になった多くの方々との出会いや経験を活か



して業務を遂行して行きたいと考えています。

また、人事労務通信へ皆様からの感想やお便りが大きな励みになっており、今後も、頑張っ発行していきたいと思ひます。

### 法改正情報

## 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より、以下事項が義務化されました。

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 次の①②③④のうち、複数の取組を実施することが求められます。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)